

## 高知談合を受けた地方整備局等における再発防止対策の実施状況

## 1. コンプライアンスの推進体制

- 全地方整備局において「コンプライアンス推進本部」を設置し、「コンプライアンス推進計画」に基づいて再発防止策を推進。本部会合を原則毎月開催し、具体的措置の状況等を確認。
- 外部有識者からなる「アドバイザリー委員会」を設置し、コンプライアンス推進計画の取組状況等に関する意見を聴取。

(今後の取組)

コンプライアンスの推進状況の点検・分析、アドバイザリー委員会の意見を反映させたコンプライアンス推進計画の見直しを行う等、今後も継続的に、コンプライアンスの推進に取り組む。

## 2. 研修の徹底

【本省】

- 入札談合等関与行為を行った場合の厳しいペナルティ等を含め、コンプライアンスに関する個々の職員の認識を深めるため、具体的ケースをドラマ化したコンプライアンス研修用のDVDを作成した。各地整等において研修等で活用している。

<DVDの内容>

- (1) 副所長着任 ～誤った対応をしたケース～
- (2) 談合世話役業者からの不当な働きかけとその対応  
～誤った対応をしたケース～
- (3) 入札談合等関与行為の解説
- (4) 副所長着任 ～適切な対応をしたケース～
- (5) 談合世話役業者からの不当な働きかけとその対応  
～適切な対応をしたケース～
- (6) 不当な働きかけの所長への報告とコンプライアンスミーティング
- (7) 不当な働きかけを受けた場合の対応の解説
- (8) 誤った対応をした副所長のその後
- (9) 入札談合等関与行為の罰則等の解説



入札談合等関与行為の罰則等の解説

### 【各地方整備局等】

- 各種研修にコンプライアンスの科目を追加。
- 一方的な講義形式ではなく、コンプライアンスに関する不祥事例等を活用したグループ討議形式を導入し、各職員が意見を出し合い相互の理解を深める研修を実施。
- 外部講師（大学教授、公正取引委員会、弁護士）による談合等の不正行為や刑罰等についての講習会・研修会を実施。
- コンプライアンス・インストラクター（内部職員）等による各事務所でのコンプライアンス講習会を開催。
- 公務員の不祥事案を各事務所へ情報提供。

### 【国土交通大学校】

- 各地方整備局等におけるコンプライアンス指導者を養成するための研修（有識者による講義、研修員相互による課題研究・座談会）を実施。

#### （今後の取組）

各地方局の研修と国土交通大学校の研修を連携させることにより、違法行為に対する認識が薄れることのないよう取り組む。

研修カリキュラム等を適宜見直すなど、マンネリにならないよう工夫する。

#### <コンプライアンス講習会の様子>



#### <コンプライアンスミーティングの様子>



### 3. 意識改革に向けた取組

#### 【各地方整備局等における具体的な取組の内容】

- コンプライアンス・ミーティング（課等の単位で実施）を実施。（年4回程度）
- 管内を数ブロックに分割してブロック会議を開催し、複数の事務所相互間で取組状況などについて意見交換等を実施。
- 全職員を対象に、行政パソコンの立ち上がり時にコンプライアンスメッセージを表示。
- eラーニング等により服務・倫理・発注者綱紀保持に関する基礎的な理解度のチェックを実施し、正解率の低かった項目は、指導や講習会等に活用。
- コンプライアンス携帯カードの全職員への配布のほか、不当な働きかけを防止するポスターの掲示などにより、通常業務での認識を徹底。

#### （今後の取組）

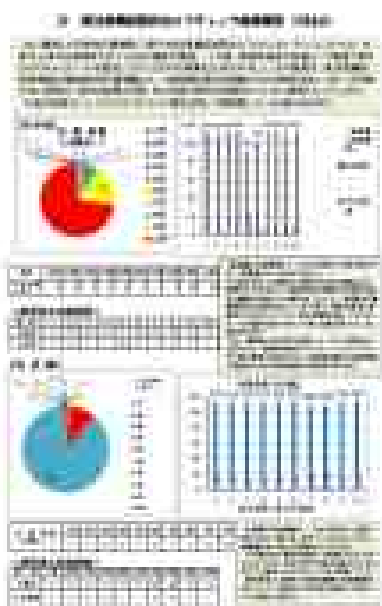
入札談合に関与した職員に対する懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等について改めて周知を図る。

各地方整備局等における推奨事例の情報交換・水平展開を図る。

#### <行政パソコンの立ち上がり時におけるコンプライアンスメッセージの例>

あなたがよかれと思ってやっていることも、法律違反ならもちろんのこと社会的要請にかなってなければ、あなたにとって何の得にもなりませんし、あなた個人が大変な損失を背負うこととなります。コンプライアンス遵守の価値の高さを改めて認識しましょう。

#### <理解度チェックの結果の職員へのフィードバックの例>



←〔発注者綱紀保持セルフチェック結果の周知例〕

←〔各問題の正解率をグラフ化〕

←〔正解率の低い問題の傾向やポイントを解説。基礎編と応用編を別に分析し、今後の取組に活用しやすい資料作りを行っている。〕

#### <コンプライアンス携帯カードの例>



#### 4. 副所長室の大部屋化等の状況及び効果と課題

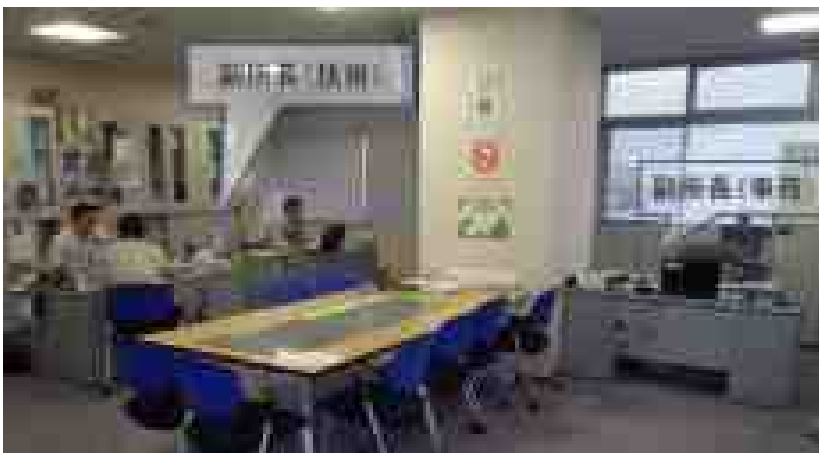
- 副所長室の大部屋化等を実施。実施割合は、平成26年度末において99%（90%）であり、庁舎の建替えが予定されている等を除き実施済み。

[括弧内の数値は、ドア撤去の暫定対応を含めないもの]

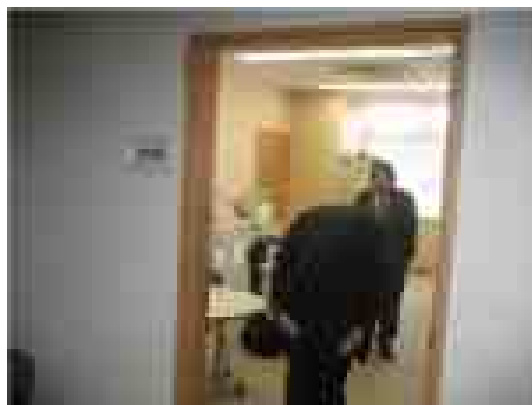
（効果と課題）

- オープンな接客場所を利用することで、業者・OBに接触ルールの理解を得やすくなった。
- 一方で、大部屋化したことにより、職員からの個人的相談を受けづらくなった、業界関係者との十分な意思疎通が難しくなった等の意見も一部あり、今後も実施状況をフォローしていく必要がある。

##### <副所長室の大部屋化の例>



##### <ドアを開放して来訪者の対応>



#### 5. 外部通報窓口の設置

- 職員がより通報しやすくするために不当な働きかけに対する外部通報窓口を設置。
- 今年度、現時点において不当な働きかけの具体的な報告事例はなし。

（今後の取組）

コンプライアンス相談窓口の周知を進め、不当な働きかけなどの不適切な事例の早期発見等を図る。

## 6. 情報管理の徹底

- 各地方整備局等において、「発注者綱紀保持規程」、「発注者綱紀保持マニュアル」を改正し、情報の適切な管理に関する責任者を明確化。併せて、契約情報等のパスワード管理等を徹底。

(今後の課題)

機密情報についてのアクセス制限・パスワード管理等情報管理の徹底を引き続き図る。

### <発注事務に関する情報の管理状況報告の例>

点検項目	点検結果	備考
1. 情報の漏えい、滅失及び毀損防止に関する事項	○	
2. 情報のセキュリティに関する事項	○	
3. 情報の保護に関する事項	○	

#### 【点検項目の例】

- 入札関連情報を業務上取り扱う者以外に対して提供する行為
  - ・ 文書の提供、閲覧
  - ・ 管理用フォルダ以外へのデータの転送
  - ・ 管理場所以外への持ち出し
- 入札関連情報の秘密保持を危うくする行為
  - ・ 秘密事項の転記
  - ・ メモ、データの複製
- 施錠箇所への保管
- アクセス管理の徹底
 

(サーバー内に作成したフォルダへのアクセスは、入札関連情報を業務上取り扱う者に制限している。)

  - ・ パスワードの適正な管理及び使用実態
  - ・ マスキングの徹底

### <委託業務関係者の別室化>



### <鍵付ロッカーへの保管>



## 7. 入札契約手続の見直しに係る実施状況

- 入札書・技術資料の同時提出について、平成24年度から試行していたが、平成26年度から、全地整等において、入札書・技術資料の同時提出を一般土木Cの工事のうち、施工能力評価型（※）を適用する工事について全面的に実施。また、各地整等において、必要に応じ、その他の工事においても実施。

※ 企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、施工計画を求めて確認したり（Ⅰ型）、企業・技術者の能力等で確認し（Ⅱ型）、技術提案までは求めないもの。

## 8. 工事費内訳書の提出等の義務化

- 入札時の工事費内訳書の提出及びその確認等について、平成27年3月6日付けで、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正を踏まえ、「工事費内訳書の提出について」を発出し、各地整等において、平成27年4月から、競争入札に付する全ての工事において、工事費内訳書の提出を求めることとした。